

指定介護老人福祉施設の利用料の額

[料 金]

1. 基本料金

① 施設利用料

《多床室》

令和 6 年 4 月 1 日改正

単位：円／日

| 要介護度と利用料金 介護老人福祉施設サービス費Ⅱ | 要介護 1 (589 単位) | 要介護 2 (659 単位) | 要介護 3 (732 単位) | 要介護 4 (802 単位) | 要介護 5 (871 単位) | |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| | 6,155 | 6,887 | 7,649 | 8,381 | 9,102 | |
| 個別機能訓練加算 (Ⅰ) (12 単位) | 125 | | | | | |
| 精神科医師定期的療養指導 (5 単位) | 52 | | | | | |
| 日常生活継続支援加算 (Ⅰ) (36 単位) | 376 | | | | | |
| 看護体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (12 単位) | 125 | | | | | |
| 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) (13 単位) | 136 | | | | | |
| 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 8.3 % | 575 | 637 | 700 | 763 | 826 | |
| 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数の 2.7 % | 188 | 209 | 230 | 251 | 272 | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 1.6 % | 115 | 125 | 136 | 146 | 157 | |
| 利用料金合計 A | 7,847 | 8,672 | 9,529 | 10,355 | 11,171 | |
| 保険から給付される金額 B | 1 割負担 | 7,062 | 7,804 | 8,576 | 9,319 | 10,053 |
| | 2 割負担 | 6,277 | 6,937 | 7,623 | 8,284 | 8,936 |
| | 3 割負担 | 5,492 | 6,070 | 6,670 | 7,248 | 7,819 |
| 利用料自己負担額 C = A-B | 1 割負担 | 785 | 868 | 953 | 1,036 | 1,118 |
| | 2 割負担 | 1,570 | 1,735 | 1,906 | 2,071 | 2,235 |
| | 3 割負担 | 2,355 | 2,602 | 2,859 | 3,107 | 3,352 |
| 居室に係る自己負担額 D | 別紙①に記載する利用者負担段階ごとの居住費の額 | | | | | |
| 食費に係る自己負担額 E | 別紙①に記載する利用者負担段階ごとの食費の額 | | | | | |
| 自己負担額の合計 C + D + E | | | | | | |

厚生労働大臣が定める 1 単位の単価：10.45 円（五級地の地域区分）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用料の自己負担額を変更します。
また、上記加算の他に下記の加算を算定することがあります。

| 加算名 | 単位数 | 主な内容及び基準（別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定） |
|---------------|---------------|--|
| 生活機能向上連携加算 | 100 単位 (月) | 訪問事業所等の理学療法士等が施設を訪問し、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成等を行った場合に算定。 |
| 個別機能訓練加算 (Ⅱ) | 20 単位 (月) | 個別機能訓練加算 (Ⅰ) を算定している場合において、かつ、情報を厚生労働省に提出し活用した場合に算定。 |
| 個別機能訓練加算 (Ⅲ) | 20 単位 (月) | 個別機能訓練加算 (Ⅱ)、口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合において、入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報、口腔の健康状態に関する情報、栄養状態に関する情報を共有し、計画の見直しを行い、関係職種間で共有した場合に算定。 |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 120 単位 (日) | 若年性認知症入所者にサービスを提供した場合に算定。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可。 |
| ADL 維持等加算 (Ⅰ) | 30 単位 (月) | ADL を評価し、その評価に基づく値を測定し、月ごとに厚生労働省に当該測定を提出した場合に算定。ADL 利得の平均値が一以上であることが必要。 |
| ADL 維持等加算 (Ⅱ) | 60 単位 (月) | さらに、評価対象利用者の ADL 利得の平均値が三以上である場合に算定。 ※ (Ⅰ)、(Ⅱ) のいずれかのみ算定 |
| 外泊時費用加算 | 246 単位 (日) | 病院等への入院及び自宅等へ外泊された場合に、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定。入院又は外泊の初日及び最終日は算定不可。 |

| | | |
|------------------------|-----------------------|---|
| 外泊時在宅サービス利用の費用 | 560 単位 (日) | 外泊時、施設より提供されるサービスを利用された時に、1月に6日を限度として算定。外泊の初日及び最終日、外泊時費用加算の算定時は算定不可。 |
| 特別通院送迎加算 | 594 単位 (月) | 透析を要する入所者であって、家族等による送迎が困難である方について、1月に12回以上、通院の送迎を行った場合に算定 |
| 初期加算 | 30 単位 (日) | 入所した日から起算して30日以内の期間について算定。30日を超える病院等への入院後に再び入所した場合も同様。 |
| 再入所時栄養連携加算 | 200 単位 (回) | 一度退所し、病院に入院した場合であって、再度当施設に入所する際、管理栄養士が病院の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合算定。ただし、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者に限る。 |
| 退所時栄養情報連携加算 | 70 単位 (回) | 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者において、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合、1月につき1回を限度として算定。 |
| 栄養マネジメント強化加算 | 11 単位 (日) | 管理栄養士を一定数以上配置し、低栄養状態にある入所者等に対して栄養ケア計画に従い、食事の観察及び調整等を実施した場合に算定。情報を厚生労働省に提出し活用していることも必要。 |
| 経口移行加算 | 28 単位 (日) | 経管により食事を摂取している入所者に、計画に従い支援が行われた場合に180日以内の期間に限り算定。栄養マネジメント未実施減算時は算定不可。 |
| 経口維持加算 (I) | 400 単位 (月) | 経口摂取で誤嚥が認められる方に対して、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合に、6月以内の期間に限り算定。経口移行加算及び栄養マネジメント未実施減算の算定時は算定不可。 |
| 経口維持加算 (II) | 100 単位 (月) | 経口維持加算 (I) を算定している場合で、食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合に算定。 |
| 口腔衛生管理加算 (I) | 90 単位 (月) | 歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔衛生等の管理に係る計画が作成され、口腔衛生等の管理を月二回以上行った場合に算定。 |
| 口腔衛生管理加算 (II) | 110 単位 (月) | さらに情報を厚生労働省に提出し活用した場合に算定。 ※ (I)、(II) のいずれかのみ算定 |
| 療養食加算 | 6 単位 | 療養食(糖尿病食等)を提供したときに、1日につき3回を限度として算定。 |
| 協力医療機関連携加算 | (月) 100 単位 5 単位 | 協力医療機関と病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催した場合に算定。 協力医療機関が協力要件(重要事項説明書参照)を全て満たす場合 上記以外の場合 |
| 退所時情報提供加算 | 250 単位 (回) | 医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定。 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) | 10 単位 (月) | 第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関と一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に適切に対応し、診療報酬における感染対策向上加算等に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定。 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 (II) | 5 単位 (月) | 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定。 |
| 新興感染症等施設療養費 | 240 単位 (日) | 今後パンデミック発生時に入所者が感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定。 |

| | | |
|--|--------------------------------------|--|
| 配置医師緊急時 対応加算 | (回) 650 単位 1300 単位 325 単位 | 医師が下記時間に施設を訪問して診療を行い、記録した場合に算定。 早朝(午前6時から午前8時)、夜間(午後6時から午後10時) 深夜(午後10時から午前6時) 配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く) ※看護体制加算(Ⅱ)不算定時は算定不可。 |
| 看取り介護加算 (Ⅰ) 「別紙②」を参 照 | 72 単位 144 単位 680 単位 1280 単位 | 看取り介護を行った場合1日につき算定。死亡日以前31日以上45日以下。 死亡日以前4日以上30日以下。 死亡日の前日及び前々日。 死亡日。※退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。 |
| 在宅復帰支援機 能加算 | 10 単位 (日) | 家族との連絡調整を行い、指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス に必要な情報の提供や調整等を行った場合に算定。 |
| 在宅・入所相互 利用加算 | 40 単位 (日) | 在宅期間及び入所期間を定めて、施設の居室を計画的に利用している方に対 して算定。 |
| 認知症専門ケア 加算(Ⅰ) 認知症専門ケア 加算(Ⅱ) | 3 単位 (日) 4 単位 (日) | 認知症の入居者の割合が一定数以上であり、認知症介護実践リーダー研修を 修了した職員を一定数以上配置した場合に算定。 さらに、認知症介護指導者研修を修了している職員を一名以上配置した場合 に算定。※(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかのみ算定 |
| 認知症チームケ ア推進加算(Ⅰ) 認知症チームケ ア推進加算(Ⅱ) | 150 単位 (月) 120 単位 (月) | 次の要件を全て満たす場合に算定。(1)入所者の総数のうち、認知症の者の 占める割合が2分の1以上。(2)チームを組み、認知症介護の指導に係る専 門的な研修を修了している者又はケアプログラムを含んだ研修を修了した者 を1名以上配置。(3)個別に評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測 定し、チームケアを実施。(4)認知症ケアについて、会議の開催、計画の作 成、定期的な評価、振り返り、計画の見直し等を行っている。 (Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合し、チームを組み認知 症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置した場合に算定。 ※(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかのみ算定。 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定時は算定不可。 |
| 認知症行動・心理 症状緊急対応加算 | 200 単位 (日) | 認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に入所した 場合、入所した日から起算して7日を限度として算定。 |
| 褥瘡マネジメン ト加算(Ⅰ) | 3 単位 (月) | 入所時に褥瘡の有無及び発生リスクについて評価を行い、褥瘡ケア計画を作 成し褥瘡管理を実施している場合に算定。情報を厚生労働省に提出し活用し ていることも必要。 |
| 褥瘡マネジメン ト加算(Ⅱ) | 13 単位 (月) | さらに、褥瘡の治癒又は褥瘡の発生がなかった場合に算定。 ※(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかのみ算定。 |
| 排せつ支援加算 (Ⅰ) 排せつ支援加算 (Ⅱ) | 10 単位 (月) 15 単位 (月) | 排せつについて評価及び分析を行い、支援計画に基づく支援を継続して実施 した場合に算定。情報を厚生労働省に提出し活用していることも必要。 (Ⅰ)の算定要件を満たし、排尿又は排便の状態の一方が改善するとともに 悪化がない場合、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は 施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテル が抜去された場合に算定。 |
| 排せつ支援加算 (Ⅲ) | 20 単位 (月) | (Ⅰ)の算定要件を満たし、排尿又は排便の状態の一方が改善するとともに 悪化がない場合、又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者につ いて、尿道カテーテルが抜去された場合、かつ、おむつ使用ありから使用な しに改善した場合に算定。※(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかのみ算定 |
| 自立支援促進加 算 | 280 単位 (月) | 自立支援に係る医学的評価及び支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施 している場合に算定。情報を厚生労働省に提出し活用していることも必要。 |

| | | |
|------------------|---------------|---|
| 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） | 40 単位 （月） | ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスに有効に活用している場合に算定。 |
| 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） | 50 単位 （月） | さらに、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、サービスに有効に活用している場合に算定。※（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかのみ算定 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | 100 単位 （月） | （Ⅱ）の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合において、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供した場合に算定。 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 10 単位 （月） | 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催した上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合において、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に算定。 ※（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかのみ算定 |
| 安全対策体制加算 | 20 単位 （日） | 安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に体制が整備された場合に入所初日に限り算定。 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 8.3 % | 介護職員の処遇を改善した場合に、総合計単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数を算定。 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 2.7 % | 介護職員等の処遇を改善した場合に、総合計単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数を算定。 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 1.6 % | 介護職員等の処遇を改善した場合に、総合計単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数を算定。 |

② 当施設の居住費・食費の自己負担額 「別紙①」を参照

③ 日常生活費

| プラン名 | 内 容 | 金 額 |
|-------|---|--------|
| 通常プラン | ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドタオル、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、体洗タオル、歯磨き粉、歯ブラシ、義歯洗浄剤、化粧水、美肌クリーム、コップ、ストロー | 200円/日 |
| 安心プラン | ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドタオル、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、体洗タオル、歯磨き粉、歯ブラシ、義歯洗浄剤、化粧水、美肌クリーム、コップ、ストロー、洗顔フォーム、リップクリーム、ハンドクリーム、義歯ケース、義歯安定剤、ストローコップ、義歯ブラシ | 300円/日 |

R6.4.1 改正

* プランで提供する物品は上記の内容のとおりで、それ以外は、自己負担となります。

利用の都度個別にお支払いいただくもの

単位：円

| 品 目 名 等 | 単 位 | 価 格 | 入 手 方 法 | | 備 考 |
|-----------|-----|-------|---------|------|---------------|
| | | | 施設提供 | 各自入手 | |
| 理美容代（業者） | 回 | 実 費 | | ○ | 出張サービス |
| 理容代 | 回 | 2,000 | ○ | | |
| 預り金管理費 | 日 | 100 | ○ | | |
| 健康管理費 | 回 | 実 費 | ○ | | インフルエンザ予防接種費用 |
| 華道クラブ材料費 | 回 | 実 費 | ○ | | |
| 手芸クラブ材料費 | 回 | 実 費 | ○ | | |
| 書道クラブ材料費 | 回 | 実 費 | ○ | | |
| 教養娯楽外出交通費 | 回 | 500 | ○ | | |

H31.4.1 改正

2. その他

以下にお示しする費用は、別途実費をお支払いいただきます。

① 特別な食事の提供

② 施設サービスの提供以外の費用

単位：円

| 品 目 名 等 | 単 位 | 価 格 | 入 手 方 法 | | 備 考 |
|-------------------|-----|-------|---------|------|-------------|
| | | | 施設提供 | 各自入手 | |
| 私物の外部クリーニング代 | 回 | 実 費 | | ○ | 施設は取り次ぎ |
| 持込電化製品使用料 | 日 | 50 | ○ | | |
| 新聞・雑誌等購入 | | 実 費 | | ○ | 施設は取り次ぎ |
| 個人の嗜好に基づく「贅沢品」の購入 | | 実 費 | | ○ | 施設は取り次ぎ |
| 入院期間私物保管料 | 日 | 300 | ○ | | 入院8日目より |
| 退所時荷物処分料 | | 2,000 | ○ | | 粗大ゴミ処理費用は別途 |

H20.4.1 改正

当施設の居住費・食費の負担額(介護老人福祉施設)

| 利用者負担段階 | 対象者 | | 居住費(居住の種類により異なります) | | 食費 | |
|---------|-------------------------|---|------------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 多床室 「相部屋」 | 従来型個室 | | |
| 第1段階 | 生活保護受給者 | | 0円/日 (0円/月) | 320円/日 (1.0万円/月) | 300円/日 (1.0万円/月) | |
| | 市町村民税 世帯非課税 | 老齢福祉年金受給者 | | | | |
| 第2段階 | | 預貯金等が単身で 650万円、夫婦 で1650万円以 下の方 | 年金収入等※が80 万円以下の方 | 370円/日 (1.1万円/月) | 420円/日 (1.2万円/月) | 390円/日 (1.2万円/月) |
| 第3段階① | | 預貯金等が単身で 550万円、夫婦 で1550万円以 下の方 | 年金収入等が80万 円超120万円以 下の方 | 370円/日 (1.1万円/月) | 820円/日 (2.5万円/月) | 650円/日 (2.0万円/月) |
| 第3段階② | | 預貯金等が単身で 500万円、夫婦 で1500万円以 下の方 | 年金収入等が120 万円超の方 | 370円/日 (1.1万円/月) | 820円/日 (2.5万円/月) | 1,360円/日 (4.1万円/月) |
| 第4段階 | 上記以外の方 配偶者が市町村民税課税の方 | | | 855円/日 (2.6万円/月) | 1,200円/日 (3.7万円/月) | 1,500円/日 (4.5万円/月) |

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額